

2022年10月13日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

当社子会社に関する一部報道等について

今般、今月 5 日付アクセスジャーナルの報道記事及び Twitter において、当社から当社子会社である株式会社仲庭時計店（以下「仲庭時計店」といいます。）に対する貸付け及びその貸倒並びに仲庭時計店における従業員の過去の不正事案（以下「本件」といいます。）に関する報道等がございましたが、これは当社及び仲庭時計店が公表したものではありません。

当該報道等は、多分に憶測や推測を含み、事実とは異なる記載もございましたので、株主・投資家の皆様へ正確な情報を提供するため、本件に関する当社の認識について、以下のとおり、公表させていただきます。株主・投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

1 仲庭時計店の株式取得及び完全子会社化の経緯並びに過去の経営状態について

仲庭時計店は、関西を中心に時計及びジュエリー小売業を営む老舗企業でしたが、後継者が不在であったことから、従来から取引のあった当社に承継の打診を行いました。一方で、当社は、かねてから関西地区の営業基盤が手薄であって、これを拡充したいという事業上の課題を認識していたため、2014年8月19日付け「株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、2014年9月1日、関西地区への商圈拡大、さらにはジュエリーを中心とする当社の商品拡充を目的とした経営判断の結果として、仲庭時計店の発行済株式全てを取得し、同社を完全子会社化いたしました。

実際に、仲庭時計店は、特定の大手百貨店と強い取引関係があり、当社としては、外商を中心とした関西地区における当該百貨店の顧客への販路拡大を企図していたところです。しかしながら、当該百貨店が関西地区の複数の店舗を閉店したこと、加えて残りの一部の店舗を他の百貨店に譲渡し、譲り受けた百貨店が、従来の外商中心の営業から店舗誘致型の営業に転換したこと等の予期せぬ外部要因によって、仲庭時計店の売上が減少するに至り、同社は、固定費の圧縮に努めたものの、赤字は拡大することとなりました。さらに、2017年10月頃、当社は、グループ内の経営資源の効率的利用及び国内の中小規模のジュエリー業者に対する M&A を通じて同事業を全国的に展開するための一貫通貫の体制構築のために、仲庭時計店が営むジュエリー事業を譲り受け、同社は時計の小売業に注力することになりましたが、同社の大口取引先であった高級ブラン

ド時計会社との契約が終了したこともあり、同社の赤字はさらに拡大することとなりました。このように、仲庭時計店の赤字については当社グループ内における事業再編を要因とする側面もありましたので、当社としては、同社に対して資金支援や貸付けを行うこととし、上記の要因に基づき仲庭時計店が債務超過に陥ったため、当該債務超過相当額を貸倒引当金として計上しております。これらについては、当社を担当する監査法人にも詳細を説明の上、単体及び連結の会計処理上、適切に処理し、公表しております。当社担当の監査法人はこれらを踏まえた上で、当社の連結・単体の財務諸表に無限定適正意見を出しております。

なお、仲庭時計店の単体の決算は、有価証券報告書その他の開示上、単独で開示することは求められておらず、これまで単体での開示は行っていませんが、当社の連結会計上適切に反映されており、その連結決算は、当社の有価証券報告書等において開示されております。当社が、グループとして構造改革を進めた結果、同社の経営状態は現在漸次改善しつつある点についても、併せてお知らせいたします

2 仲庭時計店の従業員による不正事案について

上記1の赤字を計上したのと同時期に、仲庭時計店の従業員による複数の不正が行われたのは事実ですが、下記概要に記載のとおり、これらの不正事案が発覚した後、当社及び仲庭時計店は、事実関係を調査し、当社顧問弁護士にも相談の上、当事者である従業員及び当社管理職に対し懲戒処分を行い、損害については、当事者である従業員のほか関係者に対しても賠償を求め、交渉を行う、あるいは訴訟を提起する等して、適時・適切に対応致しておりました。なお、各事案の概要は下記のとおりであり、上記の一部報道等において、当社代表取締役社長長堀慶太及び常務取締役吾郷雅文については処分がなされなかった旨が指摘されておりますが、これは、両者の当社（代表）取締役としての業務執行において処分の対象とすべき非違行為・関与が無かったことが理由です。

また、上記不正事案に係る会計処理についても、監査法人に事案を説明しており、その処理も含めて、当社の連結・単体の財務諸表に関して無限定適正意見を得ており、当社としては、適切に会計処理をしたと認識しております。さらに、下記に記載したとおり、各事案における当社への影響額に鑑みれば、当時、個別の事案についての開示は必要なかったものと考えております。

仲庭時計店においては、当社から管理職人材を派遣した上で、同種又は類似の事案はないか調査も行うとともに、今後の同種事案の発生を防ぐべく内部管理体制の整備等を行い、商品管理体制や棚卸実施方法の強化を図っております。現に2019年9月に当社が認識した不正事案以降、仲庭時計店において同種事案は発生していないと認識しております。

① 仲庭時計店従業員 X1 による横領及び棚卸不正事案

当社認識時期	2017年11月
発覚経緯	2017年11月棚卸実施の際に点数差異があり発覚
事案内容	顧客から大幅値引きを要請されたが、会社ルールの上限を超過していたため、担当者であった X1 が、会社に無断で別の商品が無償で交付することで顧客の要求に応じることを繰り返し、当該無償交付の事実の発覚を防ぐために、

	棚卸の際は他の商品に手持ちの値札バーコードを付けて、定期棚卸のすり抜けを行っていた。
原因及び改善策	棚卸実施当時、現物確認はするが、固有番号（シリアルナンバー）確認までは実施しない方法を採用しており、当該実施方法が悪用された。 このため、その後の棚卸より、固有番号（シリアルナンバー）確認までを行うこととした。
対応	【損害の回復】 当該顧客が百貨店を通じた顧客であったこと、顧客が当社の社内ルール違反を認識していたことの立証の困難性等から、他の取引等への影響を考慮し、顧客からの回収を図らない旨の判断を行い、担当者である X1 については、毎月 50 千円の分割払いとした。 【仲庭時計店における処分】 X1：諭旨退職 上長 2 名：各減給処分（※下記②と併せて懲戒処分を実施） ※なお、当社取締役会として、上記報告を受け、仲庭時計店社長の國松忠男は、当社従業員であることから、当社従業員として、減給処分。
会計処理	2018 年 3 月期に、無償交付した商品（点数 42 点）の商品原価の損害賠償債権に対応する 42,801 千円に貸倒引当金計上
回収額	X1 から 1,510 千円（2022 年 9 月 18 日現在）

② 仲庭時計店従業員 X2 による商品先渡し隠蔽・棚卸不正事案

当社認識時期	2017 年 11 月
発覚経緯	2017 年 11 月棚卸実施の際に点数差異があり発覚
事案内容	特定の顧客に対して、現品の到着時に、その都度、現金の支払いを受けて商品を引き渡す商売をしていたところ、2016 年頃から商品の先渡し取引になって、入金徐徐に遅れはじめていた。このような状況下においても、担当者であった X2 は、商品を継続的に渡し続けていた。 そして、事案の発覚を防ぐために、上記①を行っていた X1 と同様の手口で、定期棚卸のすり抜けを行っていた。
原因及び改善策	入金の催促時にも顧客からの「必ず支払いをする」という発言を安易に X2 が信用してしまい、当該顧客からは 2017 年 5 月を最終入金があつて以来、未回収となったことが発端。 定期棚卸は X2 が保管していた値札を悪用してすり抜けていた。 このため、商品管理体制強化とルールの整備、商品棚卸時の固有番号（シリアルナンバー）の照合、人員刷新と権限の見直し、高額品を保有している外販員に対する抜き打ち検査の実施等により改善を図った。
対応	【損害の回復】 当社として、本事案の全容解明や当該顧客の資産背景の調査を行った結果、

	<p>最終的には一括での全額回収は困難であると判断した。X2とは月々30千円を返済することで合意したが、返済は滞りがちで、現在のところ合計830千円に留まっている。なお、仲庭時計店では、当該顧客からも損害を回収すべく念書を取得し、回収に努めている。</p> <p>【仲庭時計店における処分】</p> <p>X2：諭旨退職</p> <p>※仲庭時計店社長（当社従業員）國松忠男及びX2の上長2名については、上記①と併せて懲戒処分を実施したため、上記①を参照。</p>
会計処理	<p>2018年3月期に損害額（代金未回収の商品の商品原価相当額）の約2分の1を貸倒引当金計上</p> <p>2019年3月期に損害額の約2分の1を貸倒引当金計上</p> <p>※上記事案内容のとおり、本件は、顧客からの代金が未収であるため、回収努力を続ける中で、回収見込みに応じて貸倒引当金を計上</p> <p>合計の貸倒引当金額：54,190千円（商品点数41点の原価相当額）</p>
回収額	X2から830千円（2022年9月18日現在）

③ 仲庭時計店従業員 X2 による取引先保有商品の長期預かり未返却事案

当社認識時期	2018年12月
発覚経緯	顧客への返却期限が過ぎ発覚
事案内容	<p>2018年3月、X2は顧客（A氏）から高級腕時計（以下「被害品」という。）を無償メンテナンスの依頼を受けて預かったが、その後、被害品のガラス面にキズがあったことから無償メンテナンスでなく、有償のガラスの修理が必要であることが判明した。しかしながら、X2は、預り時にガラスにキズがあることを確認していなかったため、修理代の請求は出来ないと判断し、正規メーカーへ送らずに、X2知人のB氏（X2の顧客）に修理依頼名下に被害品を交付した。B氏は、C氏（B氏の知人、X2は面識がない。）に被害品を渡したとのことであったが、その後、C氏とは連絡が取れなくなった。</p> <p>2019年1月、仲庭時計店は、顧客（A氏）に対して被害品の購入代金12百万円を支払った。</p>
原因及び改善策	修理預かり時確認の不備や修理会社選定、棚卸実施方法の不備が原因であったため、修理品を含めた商品管理ルールを整備するとともに、伝票管理の徹底や修理加工取引先の限定、社員教育や社員退職時の誓約書への署名等を実施することで改善を図った。
対応	<p>【損害の回復】</p> <p>2019年2月9日、B氏から「被害品の所在を追うのが難しい。被害届、告訴は困るので金銭で解決したい。」との申し出があり、2019年2月13日、B氏は12,000千円のうち10,000千円を仲庭時計店へ支払った。</p> <p>その後、月々で50千円ずつ返済し2022年8月に元本は完済となった。</p>

会計処理	2019年2月に損害金の未返済額 2,000 千円を未収入金に計上し、2022年8月までに分割で全額を回収し、本件での被害品による損失は計上されなかった。
回収額	B氏から 12,000 千円 (2022年9月29日現在)

④ X2、X3、X4、X5による大量窃盗・質屋質入れ事案

当社認識時期	2019年9月
発覚経緯	棚卸日前日に、X4が、データ上、店舗間で大量に商品が移動していることを本部が探知し、X4を追及したところX3の指示によるものであるとの供述を経て、更に調査したところ不正が発覚
事案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・X5は、X2が商品2点を領得したことに気づき返却を求めたが、ごまかされ続けていた。さらに、X2は、X5に対して別の商品との交換を要求し、X5は先輩であるX2からの依頼を断り切れず仕方なく応じた。 ・X5はX2に渡した商品が返却されないため、先輩であるX3に相談したところ、却って、X3は、顧客から預かっている商品をX2に渡す等して、棚卸の際に商品点数の辻褄を合わせる手助をした。 ・さらに、X2から未返却状態が続く中、逆にX2から代替商品が必要だと言われたX3は、勝手に商品を持ち出しX2に手渡し、これにより、不正に持ち出された商品点数が増加した。 ・X2は商品をB氏に手交し、B氏は当該商品を質屋に持ち込み、現金を取得した。 ・X4はX3指示のもと、PC操作で、商品在庫の移動データをごまかし、事案の発覚を妨げようとした。
原因及び改善策	棚卸頻度が少なかったこと、商品管理体制（店長が外販員を兼務するなど）の不備、商品移動のルールが未徹底であったことが原因であったため、棚卸の頻度を上げるとともに、商品管理体制を整備し、商品移動も原則宅配便を利用することで改善を図った。
対応	<p>【損害の回復】</p> <p>X3らは、不正に持ち出した商品を複数の質屋に質入れし、現金を取得していたため、当社は、質屋営業法 22 条に基づき、「盗品」であるとして、質屋を相手方とする保全処分の申立てを行った上、商品の返還を求める本案訴訟を提起した。しかし警察から横領事案としては立件できるが、窃盗事案としての立件が難しいとの見解が示されたことから、裁判所の訴訟指揮に従い、和解交渉を行った。</p> <p>その結果、当社は、質屋との和解にあたり、質入れした商品返還の条件として X3 らが得た現金見合いの金額を質屋に支払い、質入れされた商品の全ての返還を受けた。</p> <p>【仲庭時計店における処分】</p>

	<p>X3：懲戒解雇 X4：降格 X5：諭旨退職 仲庭時計店社長の国松忠男、管理部門の責任者及び直属の上司合計 6 名：降格又は減給</p>
会計処理	<p>2020 年 3 月期に 31,927 千円の貸倒引当金を計上 ※本事案に関する弁護士費用や質札が無い等の理由で回収が不能な現物分を貸倒引当金に計上 2021 年 3 月期に 54,311 千円の貸倒引当金を計上 ※上記対応のとおり、当初は、質屋からの現品の取り戻しを図っていたものの、その後、和解による解決をすることとなったため、その状況に応じて貸倒引当金を計上</p>
回収額	X3 から 5,990 千円（2022 年 9 月 28 日現在）

以 上